

役員報酬に関する規程

規程第 19 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人常滑市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第 28 条第 1 項の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし、週 3 日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 センターの役員は、常勤役員と非常勤役員を問わず無報酬とする。

(公表)

第 4 条 センターは、この規程をもって、公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。